

# 検疫所業務課

〈検疫所業務課〉

1 検疫業務関係について.....3

## 検疫業務関係について

### (1) 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策

#### ① 「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」の水際対策

##### 従前の経緯

- 水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」を指定し、当該国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、リスクに応じて検疫所の確保する宿泊施設に10日間、6日間又は3日間の待機措置や自宅待機等を組み合わせて、一定の期間の待機と健康フォローアップを求め、その要請に応じない者に対しては停留措置を講じている。

また、オミクロン株については、オミクロン株に関する知見の蓄積等を踏まえ、同年3月1日より、現在の水際対策の骨格を段階的に緩和することとし、入国者の待機期間について、7日間の待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とした。オミクロン株に係る指定国・地域については、検疫所の確保する施設での待機期間を3日とし、ワクチン3回目追加接種者については、指定国・地域からの入国者を、検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅待機、非指定国・地域からの入国者を、自宅待機免除とした。また、外国人の新規入国について、受入責任者の管理の下で観光目的以外の入国を認めることとした。

##### 都道府県等に対する要請

- 「オミクロン株」の水際対策について、年末年始の入国者のピークの際は、急遽検疫の待機施設を融通いただいたこと及び運営等に多大なご協力をいただいた。今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。